

# 職業安定法改正（職業紹介事業関係）に伴う建設労働法の改正内容

## 1. 職業紹介責任者

- 職業紹介事業者が選任する職業紹介責任者について、他の従業者に対し、職業紹介の適正な遂行に必要な教育（労働関係法令等）も行わせるとともに、職業紹介責任者の要件及び職業紹介責任者講習の基準について、法令等に規定すること等の措置を講ずる。

## 2. 求人者の申込みの受理

- 公共職業安定所、職業紹介事業者等が求人者の申込みを受理しないことができる場合として、求人者が労働関係法令違反で処分・公表等の措置が講じられた場合、求人者が暴力団員等に該当する場合を追加する。
- 公共職業安定所、職業紹介事業者等は、求人者の申込みが上記に該当するかどうか確認するため、求人者に報告又は資料の提出を求めることができるものとする。求人者は、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとする。

## 3. 職業紹介事業者に関する情報提供

- 求職者、求人者等による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、職業紹介事業者は、業務に係る実績（※）及び手数料に関する事項について、情報提供をしなければならないものとする。  
(※ 職業紹介により就職した者の数及び就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）のうち6か月以内に離職した者の数等)
- 公共職業安定所は、職業紹介事業者等と連携して求職と求人とのより適切かつ円滑なマッチングを進めていく観点から、求職者又は求人者が必要とする場合、情報提供を希望する職業紹介事業者等に関する情報を提供するものとする。

## 4. 労働条件等の明示

- 求人者は、労働契約の締結に際して提示しようとする労働条件（職業安定法に基づき文書等による明示が必要な事項（※）に限る。）が、職業紹介事業者が職業紹介に当たり求職者に対して当初明示した労働条件の内容と相違する場合等に、その旨を、当該労働契約の相手方となろうとする者が認識できるよう書面等で明示しなければならないものとする。  
(※ 労働者が従事すべき業務の内容、賃金の額及び就業の場所に関する事項等)

## 5. 求人者に対する指導監督等

- 求人者を、職業安定法に基づく指針、指導・及び助言等の対象とする。
- 求人者が労働条件の明示義務又は上記4に係る明示義務に違反している場合において、厚生労働大臣は、当該求人者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとする。当該勧告に従わなかった場合はその旨公表することができることとする。
- 虚偽の条件を呈示して、公共職業安定所、職業紹介事業者等に求人者の申込みを行った者について、罰則の対象とする。

→ 以上の改正事項については、建設労働法に基づく建設業務有料職業紹介事業においても、求職者の保護や事業の適正な運営の確保に資するものであることから、適用する。